

的にむずかしいものでございますから、従いまして毎日々印紙で保険料を納める。もつとわかりやすく申し上げますと、たとえば一日の賃金が二百円でございますと、その二百円を事業主が本人に支拂います際に、その労働者の負担部分である三円の保険料を差引きまして百九十七円を本人に渡す。そして事業主の負担部分の三円と合せて、六円の失業保険印紙を被保険者帳に貼付するという納め方で納めるわけでございます。この保険料の事業主の負担能力の問題は、先ほど申した

ように十一月一日から施行されますので、まだ事業主において負担能力があるかどうかという実績としては、現われて参つておらぬのであります。ただ

の失業者の趨勢ですが、今の政府委員の説明によりますと、毎日十三万人と

いうのですが、労働省の調査によりますと、失業者の数が大体一九四九年三十一万、四十万というようなことは、日雇い労働者の数も含ま

れているのではないかと考えております。私が先ほど十三万人と申し上げましたのは、日雇い労働者だけの失業者

につきまして、日雇い労働の印紙をもついていたします保険料の收入によつて

つかない得る保険給付というものは、十三万程度であると申し上げましたのは、日雇い労働者だけでありまして、

もう一つの材料によりまして、安定所

の事業速報から調べてみますと、本年三月、四月になりますと、求職者の数が五%ずつだん／＼増加して行きますし、就職できなくて再来する者が五%ずつ増加して行く、一方求人の数が、このようないくつかの方法だけで、失業保険法で保障すべき保険料の支拂いが雇い主の保険料の納付額でまかなえるかどうか。その根本についてお聞きたいと思います。

○鷹井説明員 これにつきましては三

円と二円という労働者の負担の部分

と、事業主の負担部分でございます

三円と三円、すなわち失業保険印紙は

一級六円、二級五円という二種類にわ

かるわけでございますが、この五円

と六円の保険料額を算出するにつきま

してどう考

えておるかといふ問題。もう

あるわけであります。従つてそういう

ことは、将来の日雇い労働者の失業の

趨勢その他を勘案いたしまして、保険料率を算定する際に十分検討いたしま

げますと、たとえば一日の賃金が二百

円でございますと、その二百円を事業

主が本人に支拂います際に、その労働

者の負担部分である三円の保険料を差

引きまして百九十七円を本人に渡す。

そして事業主の負担部分の三円と合せ

て、六円の失業保険印紙を被保険者手

帳に貼付するといふ

うです。

保し得ると考えております。數字的

に上げますと、毎日十三万人の日雇

者が出て参りまして、十分この保険

者に対する対応をしております。

保険金を支給

することができる財源といつしまし

て、率を定めたような次第であります。

○林(百)委員 先ほどの日雇い労働者

の失業者の趨勢ですが、今の政府委員

の説明によりますと、毎日十三万人と

いうのですが、労働省の調査によりま

りますと、毎日十三万人と

いうのです。ただ、労働省の積立金、剩余金をもつてお

りますと、本年の予算におきまして約五

十七億円の積立金、剩余金をもつてお

りますと、本年の予算におきまして約五

十七億円の積立金、剩余金を

ます。

○林(百)委員 ついで伺います。このうち実際に失業保険を給付するようになつた数は幾らですか。

○鶴井説明員 これらのが初めて給付を受けるようになりました数を、関連いたしまして申し上げますと、四

月で三万三百七百四、七月で五万三十七百六十八、八月で六万三千一百二十八という数字になつております。

○林(百)委員 私ばかりであります。なつても何だと思いますが、どうですか。

○川野委員長 一法案ずつ質疑をするようにしていただけますか。私一人といふことになると、三法案に質問して行きましで大分長くなりますから、一法案は一つずつ続けるということです。

○川野委員長 ただいま林君から一法案ずつ質疑を続行したいという動議が出たのでございますが、いかがでござりますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○川野委員長 御異議がないようでございますので、そういうことにいたしまして、まず印紙をもつてする歳入金納付に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたしまして、質疑を続行いたします。

○林(百)委員 その次に厚生保険特別会計の方であります。これは積立金を使用したいというのですが、この積立金がどのくらいありますか。

○友納説明員 ただいま積立金は五億一千五百万円ございます。
○林(百)委員 そこでその他の経費の財源として使用したいというのだが、

積立金を充てたいと思うその他の経費

というのはどのくらいになつています

○友納説明員 ちょっと御質問の趣旨がわかりませんが、その他の経費とおつししやると何ですが。

○林(百)委員 徒然は積立金を健康保険事業の福祉施設費のみに限定され

おつたので、これをその他の経費の財源、たとえば保険医に対する施設と

か——そういうことだと私は思う。そこで、積立金を流用したいと思う健康

保険事業の福祉施設以外の、赤字になつてゐる経費はどのくらいあるかといふのです。

○友納説明員 よくわかりました。そ

の他の経費と申しますのは、御承知の

ようによくわかりました。それで、積立金を流用することによつて解決し得るかどうか。この点はどうですか。

○友納説明員 ごもつともな御質問であります。社会保障制度審議会とい

うのがございまして、ここに厚生省の方から説明を求めて出した資料によりますと、約二十二億の赤字が出る

ありますので、差がでけております。現

在におきましては千分の五十五の保険料率になつておりますので、約二十億

あります。その後いろいろ大蔵当局等と研究をいたしました結果、これをどうやつて埋めるかという問題につきましてもたどりました。いろ／＼

あります。そのときには国庫補助金の増額によつて、これを埋めるべきであるというよ

うな経過もたどりましたが、いろ／＼途また提出することにいたします。た

かり充當したいというのが案であります。従いましてこの歳入に見合いまして、歳出の方もその合計が百四十六億になります。昨年におきましては約十四億の赤字が出ました。

○林(百)委員 この保険医に対する保険料の支拂いは、非常に問題になつておりますし、保険医の方も大きな関心を持つている。われ／＼の計算するところによると、昨年はこれが十四億でした。今年はおそらく三十億以上くらいになるのではないかといふのです。

○友納説明員 よくわかりました。そ

れで、積立金を流用したいと思う健

康保険事業の福祉施設以外の、赤字になつてゐる経費はどのくらいあるかといふのです。

○友納説明員 よくわかりました。そ

の他の経費と申しますのは、御承知の

ようによくわかりました。それで、積立金を流用することによつて解決し得るかどうか。この点はどうですか。

○友納説明員 ごもつともな御質問であります。社会保障制度審議会とい

うのがございまして、ここに厚生省の方から説明を求めて出した資料によりますと、約二十二億の赤字が出る

ありますので、差がでけております。現

在におきましては千分の五十五の保険料率になつておりますので、約二十億

あります。その後いろいろ大蔵当局等と研究をいたしました結果、これをどう

あります。そのときには国庫補助金の増額によつて、これを埋めるべきであるというよ

うな経過もたどりましたが、いろ／＼途また提出することにいたします。た

ても、徴税官庁の旅費等を増額したな

れば、現在の二十億円の赤字が出てい

ます。これが実際の資金よりは低目であります。従つて歳入が少いのではないかといふ点も、いろ／＼研究いたしました。そ

れからまたいわゆる滞納と称しておりますが、保険料をとる歩合につきま

すが、これは過去の経験ある

ことは、現在の二十億円の赤字が出てい

ます。しかしこれは現在そういう目標の

ところによると、昨年はこれが十四億でした。今年はおそらく三十億以上くらいになるのではないかといふのです。

○友納説明員 今はまだ四月、五月、

年頭の初めを勘案しますと、初めは三割とか四割というひどい時代もありま

す。しかしこれは現在そういう目標の

ところによると、昨年はこれが十四億でした。今年はおそらく三十億以上くらいになるのではないかといふのです。

○友納説明員 今はまだ四月、五月、

年頭の初めを勘案しますと、初めは三

割とか四割というひどい時代もありま

す。しかしこれは現在そういう目標の

ところによると、昨年はこれが十四億

でした。今年はおそらく三十億以上くらいになるのではないかといふのです。

○友納説明員 これは昨年よりも少し

悪化が悪くて、終りごろに九割前後に

上つて来るという経過をたどつてあります。本年も大体この経過をたどつて

ます。これが実際の資金よりは低目であります。従つて歳入が少いのではないかといふ点も、いろ／＼研究いたしました。そ

れからまたいわゆる滞納と称しておりますが、保険料をとる歩合につきま

すが、これは過去の経験ある

ことは、現在の二十億円の赤字が出てい

ます。しかしこれは現在そういう目標の

ところによると、昨年はこれが十四億

でした。今年はおそらく三十億以上くらいになるのではないかといふのです。

○友納説明員 今はまだ四月、五月、

年頭の初めを勘案しますと、初めは三

割とか四割というひどい時代もありま

す。しかしこれは現在そういう目標の

ところによると、昨年はこれが十四億

でした。今年はおそらく三十億以上くらいになるのではないかといふのです。

御承知のよう健保険が非常に利用されない時代がございまして、その時代に累積されたものであります。むしろ昭和二十三年度よりも二十四年度の方が、保険財政の見通しとしては非常に好んでおるということは事実でございます。申しますのは昭和二十三年、すなわち昨年度におきましては、昨年度の後半期に当ります八、九月ごろから健康保険の利用率が直線的にふえて参つたのでござります。従いまして三回も三回も保険料率の改訂をしましたが、とう／＼バランスをとつてなおかつ追いつかなかつたというような事情がありまして、先ほど申し上げたような赤字が出だのであります。今年はある程度度覚悟いたしまして事前に措置を講じたと申しますか、そういうような関係上昨年よりは対策は講ぜられておるので見通しがいい。ただ本年で困りますのは、昨年度不測の大きな赤字を出しましたのが、それが持ち越されておりますので非常に困つておるのであります。

ましては、まさに御説明のとおり、心配の面にはならない面もあります。そこで、保険特約の内容について、お話をうながすが、それは、何一つも、個人的な失業保険の意味ではありません。あるのを防ぐために、そのうえで、保険特約のことをお聞きにならぬかと思ふのです。それで、お話をうながすが、それは、何一つも、個人的な失業保険の意味ではありません。あるのを防ぐために、そのうえで、保険特約のことをお聞きにならぬかと思ふのです。

、ただ
すこれ
なければ
ないよ
、将来
の通り
、社会会
員長
員い
して参
つたの
まだは
わちる
ておひ
ぜ一般
あると
保険印
の特別
がなか
かとい
です。
点をひ
明員
失業保
会計の
源とは
で特別
くつて
別会計
私ども
きに考
措置を

にそぞら保険のうな病状に對するはなり。次は塙取引高の失業保険の歲入によるものである。そこで、その面が出来るのを従来ははなり。ついで、委員会がつづきであります。答弁がつづいたのである。

と思つ
郎君。
を伺つ
たしま
ので、
扱いを
が行
る者
ので、
保険
者が行
ると
手が
に手が
はなつ
なると
めりま
なしに
使う必
はれたよ
印紙を
すべて
趣旨
を見ま
の場合
等によ
る。そ
ですが
ますが
場合に

し、のす あ失ううるき業ま すいた使う要 林にねおありて てまいつ者 確録し
いるにいけない場のと○つうまでいウにたま徴よきに者象○ひ分ある税れの心
らに付するるに付するるに付するるに付するるに付するるに付するるに付するるに付

そのうえで、徴収がかかると、なかなか回収が難しいのです。そこで、博士の労働の報酬を徴収する場合に、印紙に記入しておいてください。

この費用は、徴収額をもとに算出する。徴収額は、被保険者の年齢、性別、職業、勤務地などによって異なる。また、被保険者の年齢が高くなるほど、徴収額も高くなる。従って、年齢の高い被保険者は、年齢の低い被保険者よりも、より多くの費用を支払う。従って、年齢の高い被保険者は、年齢の低い被保険者よりも、より多くの費用を支払う。

「。」。来
九上
に配付
事務費と
行政特別会
局に配付す
る。」
約三等
塙田委員
議會の生
財政局説明
紙の印刷
費負担とし
て、それもさ
うして、その工
事に含ま
れて、いにな
る。」
塙田委員
長は、この場
を終り、建前
建前にた
めに、申
て、その場
を終り、

明貴 今度は、五分のうちに御用意して貰う事にいたしまして、お詫び申すが、この間の御用意でござる事でござります。お詫び申すが、この間の御用意でござります。

字は、
全部郵
送する数字
であります
ておりま
して郵
便局に申
込む予
算出します
る。このもの
は、それ
ぞうどく
のところ
にござ
ります。

いふ拂わぬに傳去する。積立人たる私的設合に積み合はる。当然に積立し得る。

本質的立派な積立金が得られるのである。しかし、この方法は、たゞ現期的立派な積立金を得るためのものであつて、将来の資本形成のためのものではない。したがつて、この方法は、たゞ現期的立派な積立金を得るためのものであつて、将来の資本形成のためのものではない。

、そこらへんの穴を現在の恩恵を現すのである。このことは、この問題を解決するうえで最も重要な問題である。

目下予備金からこの給付金を支出するか、あるいは補正予算で提出するかと、いう問題につきまして、関係方面と折衝いたしておりますが、数そのものにつきましては、大体十三万人という見当が組まれると思います。十三万人といふ数字は内輪の数ではないかと言われたのでございますが、われくの推定から申し上げますと、この十三万人という数は、毎日十三万人とか毎月十三万人とかいう帶で参ります数字でござりますから、見積りとしまして、少い見積りと言いますか、また多い見積りといふか、私どもは適当な見積りではないかと存じます。従いましてこれは大体保険料の方にも同じような関係で見積る。六円、五円という保険料を算出しましたのは、この十三万人というものを基礎にして見積りました。

ら、われ／＼は国でもしろ負担してやるべきものではないかという見解を持つてゐるのであります。ことに最近新しく失業者となり、安定所を通じて日雇い労働に入ります新しい失業者の生活態勢を見ますと、いろ／＼作業衣そこの他地下たびとか、そういうような関係についてもきわめて不十分なものである。そういう意味で、せつかく朝早く安定所に並んでも、その日の仕事にありつけないというような關係雇う方の立場から見ますならば、足元のしつかりした者からより抜いてとも、わざわざよるな実情が出て参ります。そういう日雇い労働者に対するいろ／＼な生活、あるいは作業関係の必需品の増配といふようなことについても、われわれ先般から安本にも、また労働省方面にも陳情に参つて、いるようなわけであります。が、そういう見地からも日雇い労働者の失業保険について、労務者自身の負担する保険料について、これはむしろ國で負担するというような点について今後考慮される余地はないものか。われ／＼は当然やはりこれは保険制度の本体から言えば、問題のある点だと思うのであります。が、日雇い労務者の現在の経済状態から見て、考慮されなければならぬ一面があると思います。保険料は微々たるものとは言ふものの、これはやはりこれらの人々にとつては、ゆるがせにすることのできない問題だと思ひます。この点について労働大臣の御所見を伺つておきたいと思います。

ございましたが、これでできております。補正予算が通りますれば、できるようになつております。
それからだいまの御質問の点、ほのかの保険と違つて、あの人たちの立場から考えて、田中委員のおつしやるような点、ごもつともの点もございます。しかし保険全体の考え方といたしまして、また御承知のように日雇い保険といふものは、非常に技術的にむずかしいし、とにかく最近の情勢に照し合せてスタートしておかなければいけないという形で、この春の国会に皆様の御審議を得て成立したのでございまして、ある意味では試験期にあるとも言えると思ひます。大体において私どもとしては、できる限り綿密な調査と計画のもとに打立てたのでございまが、ほかの失業保険はもう世界的に方式も試験済みでありますけれども、あの日雇保険につきましては、虚心坦壌に実行につれて訂正すべき点がありましたならば、将来訂正しつつ充実して行きたいという一般的の考え方を持ております。しかしながら御質問になりました、あの人たち自身の保険料を引下げたらどうかという御質問に対しましては、今のところ政府はそういうふうな考え方をもつて、改訂をするという考え方を持つておらない。とにかくある程度の負担は、あの当事者の当人たちにもしてもらつことが、保険の建前から言つて正しいと考えております。

予算の関係において、そうした政府の労働政策全般に関する方針が、この国に正式に表明されておらない現段階において、こうした議会にわれくは本来それをたださなければならない立場にあるのでございますが、その点につきましては、この法律の成立を今月中にせひともやつてもらいたいということを、昨日大蔵政務次官からも委員会に要請せられておりますので、われわれはその他のたとえば労働組合に対する政策の問題でも、政府の施策全般にわたりましてやはり民主的な労働組合の育成というようなことについて、むしろ政府が逆なコースをとつておるようであらゆる現象を見受けるのであります。こういう問題について、本来この委員会においても、こういう機会にわれくは政府の方針をたださなければならぬ立場にありますけれども、今議案になつてている法案とは——実際には関連を持つておるわけではありませんが、離れるような、多少隔たりを感じられますので、そういう点は後日の機会に譲ることにいたします。私の労働大臣に関する質疑の点はこれで一応終ります。

○深澤委員 労働大臣にお伺いいたしたいと思いますが、御承知のように、政府の行政整理によつて失業者は相当ふえております。さらに中小企業の状態におきましても、産業の崩壊状態の中に失業者がますくふえて行くことは、間違いない事実であります。これに対する万全な失業対策といふものは、憲法によりましても最低生活を保障するという立場において、当然であると考えられるのであります。そうしますと一般的の問題は別の機会にいたしま

いたしまして、お伺いしたいのであります。最近における日雇い労働者の状態におきましても、非常に就職難というようなことからます／＼その数がふえ、さらに失業状態が半永久的な状態になつて行くという可能性が多分にあるのであります。こういうような状態の中に、現行の六箇月で失業保険は打切つてしまつという、こういうことが、非常に問題になつて來るのであります。従つてこの六箇月の期間を、さらには政府は延長するというような対策を持つておられるかどうか、という点が一点。

もう一つは、日雇い労働者の保険金が、大体百七十円程度と聞いておるのあります。これによつて失業しておる日雇い労働者の最低生活を保障するということは、はなはだ困難であることは常識的に考えられるのであります。従つて政府はこの最低生活を保障し得るような保険の額を支出する必要があるという点から、この百七十円をもつと政府負担によつてふやして行く考え方があるかどうか。この二点について、労働大臣の御答弁を願ふたい。

○鈴木国務大臣 保険の六箇月の問題であります。これはその問題自身も吟味の対象となるのでありますしょうが、いません。これは出たり入つたりした一つの帶のような形で行く保険でありますから、一般的の失業保険の方の問題でござります。一般の方の失業保険の六箇月の問題でありますけれども、簡

単に申し上げますと、この期間を延長することは困難であると考えております

す。
それから日雇いの方の問題であります
が、百七十円あるいは三階級にわけ
ておるところもございますが、それを
今引上げるという考えは、政府とい
ましまして現段階として持つておりませ

したいのですけれども、本日の法案、ことに印紙をもつてする歳入金納付に、関する法律等の一部改正法律案、これを見ましても、失業保険並びに厚生保険特別会計等におきましても、やはりこれは将来むしろ一般会計の方から相当の金額を援助することなくしては、完全な対象が講ぜられない、私としては考えておるのであります。そこまで労働大臣の責任として、少くとも本年度の補正予算の中に、この失業関係の予算を幾ら織り込んであるかといふことを聞きたいのであります。補正予算中で、鈴木労働大臣の責任において失業問題にまわすべき金額です。

○鈴木國務大臣 林委員の御質問の意味は、單に保険だけの意味でなかつたように思います。

○林(百)委員 保険だけでない。

○鈴木國務大臣 全体の失業をさしておるようには思ひます。保険の方の問題でありましたならば、これはいわゆる国家の義務費でありまして、何らかの形で出しますし、さつきも申しましたように、何らか予算的裏づけをしてありますからこれはさしつかえないと思ひます。それから失業に対する考え方、どの程度補正予算に盛られておるか、という御質問が中心であつたと思ひ

ます。これはお答えする前にあらかじめお断りしておきますが、先ほども田中委員御自身からおつしやいましたように、案でありまして固まつておらなないのでござりますから、数字があとで変更されるということはあり得ることでございまして、その点はあらかじめ御了承を願いたいと思います。今までに一般に発表された原案によつてだけではございませんと、大体私どもの失業に対する考え方、失業対策の考え方の方といふ問題の根本は、結局国民経済の建直しによって新しい雇用面を開拓していく、そこに最終的に失業者を収めて行くということが根本的の考え方について、この政策が失敗してしまつたなれば失業対策の根本はくずれるのであります。大部 分はここにウエートがかかつておると思ひます。従つてこれは皮肉ではありませんが、ごく大きく言えば予算全体が失業対策であります。こうも言えると思ひますけれども、それではあまりにほんやりしてしまいますので、それはそうであります。分析していくければどういうふうになるかと申しますと、やはりその中で比較的失業対策として重要性を持つておるのは、公共事業だということになると思ひます。この公共事業に対しましては、御承知のようにかなり多くの金額が計算上されておりますから、この方面には相当の失業者の吸収力はあると思ひます。それから一番端的に問題になりますのは、緊急失業対策費でござります。これは二十四年度の当初予算において八億八百万円かであつて、そうち

て二億円出すつ四半期ごとにわけて使ふて行くという形をとつて来ましたが、八月ごろから情勢が逼迫したと見ましたので、関係方面とも折衝して繰上上げようという方法をとりまして、第一四・四半期の分を第三・四半期に繰上されて使つております。従つて十月からは日雇い的な人たちの吸収力は、今年の四月ごろに比べて倍以上になつてゐると言えます。そいたしましてその後の分はどうするかというのが補正予算であります。補正予算には原案としては八億五千万円計上されています。としますと、一年間に八億だつたものが三、四箇月に八億ということになるからして、年間に直しますと、三十億前後になつたと言えると思ひます。そのほか五億円が緊急失業対策の中には織り込まれておりませんが、同じような意味において公共事業費の中に都市復興費として計上されております。これは一般的の公共事業と違つて、市の復興にのみ使用するという意味でございまして、ねらいは都市の失業対策であります。これは労働大臣が必要と認めたとき、必要と認めた場所で、建設大臣にその事業を展開してもらう、そういう約束になつております。だから広い意味で申しますと、見方によつては合せて十三億五千万円の緊急失業対策的なものが、補正予算の中に含まれておるということが言えないと私は思ひます。それから近く始まる日雇いの失業保険の予算的措置、これらの失業対策はそういうものであります。それから広い意味の失業対策は、今申しましたように公共事業に主力を注いで、二十五年度を待たず補正でよ

つて相当計上されておる、こういう情でござります。

○林(百)委員 これは労働大臣も十分認識しておると思いますが、実は西イツでは見返り資金を——私の方としてはもちろん見返り資金の制度といふものは党としては反対しておりますが、この見返り資金のうちから大量にこれを失業救済の面へつぎ込むと方策がとられております。そこで吉内閣としても、この見返り資金のうちか計というは打出の小づちだといふで、非常に宝のように大事がついていきますが、将来見返り資金のうちか失業救済の方面に、ある程度の資金を出すというような考え方を労働大臣持つておるかどうか。またそういう点を、参考までに聞いておきたいと思います。これは西ドイツにその例があるから聞いておきたい。

○鈴木國務大臣 見返り資金は基幹の産業を維持し、積極的にこれを抜して行く。たとえば造船業のごときはすでに数十億がつぎ込まれておりますし、将来造船とか電源開発につぎまれて行きますから、直接的に失業対策とするか、かなり直接的に失業対策としては重要な性格を持つております。そういう方面ではどんくと進んでおのが現状でございます。ここに詳しう数字を持っておりませんが、特に下期になりまして相当の量と速度を持て、見返り資金が基幹産業につぎ込まれております。林委員の御指摘になりました、直接的に失業対策の方にこを持つて行くという考え方でございますが、私どもはそれができたならば、これは金額いかんにかかわらず、労働

臣としては非常にけつこうを思いますが、それども見返り資金は建設的な生産的の面に向けて行く。しかも一定の利子をとつて、そして貸付のような形でもつてやつて行くという日本の見返り資金の現在の性格からいたしますと、西ドイツにおけるがごときやり方に持つて行くということは、相当困難ではないかと思つております。私たちにはむしろ見返り資金が手続その他の簡略化して、急速に大量に基幹産業の拡充強化の方に向けられて行きましたならば、それによつて失業対策としての重要な使命を果し得ると考えておるでございまして、今ただちに直接的な失業対策の方に見返り資金を向けるといふ考え方には、その希望は持つておりますけれども、相当困難なことであると思ひます。しかしどうできるのであるならばつけつこうでありますから、努力をするという気持は持つております。

慮して——日本の國の再建の大事な確になる労働者諸君の健康の問題でありますから、わずか十二億くらいのものは、水田次官の努力によつても出そります。でも私は考えるわけであります。ですからそういう意味でこれは当然一般会計から補填すべきだ。こんな過去の労働者の苦勞して蓄積した積立金を流用すべきではないと考えます。

それから第四といたしましては、これは社会党の川島委員から言われますように滞納の徵收であります。これはおそらく事業主の方の滞納がそのまま看過されておる。これは労働賃金の方から保険料は前引きでとられておりますから、結局事業主がこの保険料の滞納をしておる。それを政府が大目で見て、その事業主の怠慢を過去の積立金の流用ということでごまかそうとしておりますが、これは当然滞納徵收を十分すべきものだと思うのであります。これが第四。

最後に、私の方の党としてはやはりこうした労働者の健康あるいは保険事業といふものは、将来は完全に国営にすべきものである。これを單なる労働者とか、あるいは事業主とか、こういふう個人的な負担と責任にまかすべきものではない。國家が当然責任を負うべきものである。これはあらゆる方面から言つて政府が全責任をもつてなすべきもので、保険事業の国営という点から行きまして、私どもの方はこの法案に賛成することはでないのです。

以上五点をもつて、私どもの方の党ははなはだ遺憾ながら反対せざるを得ないのあります。

○川野委員長 討論は終りました。これより採決に入ります。本案を

原案の通り可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○川野委員長 起立多數。よつて本案は原案の通り可決いたしました。なお報告書作成その他の件は委員長に御一任願います。

○川野委員長 なおこの際お詫びいたいと存じます。が、閉会中審査事件として特に議員より付託せられました税制に関する件、及び復興金融金庫に関する件の二件につきましては、去る十月二十四日の最終日に審査未了の

報告書を議長のもとに提出いたしましたが、第六国会においていかがとりはからうことといたしました。

○田中(織)委員 本委員会の活動にきて、その事業主の怠慢を過去の積立金の流用ということでごまかそうとしておりますが、これは当然滞納徵收をして継続せられんことを望みます。

○川野委員長 ただいまの田中君の動議のごとく決定するに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川野委員長 御異議かないようですから、さよう決定いたします。

なお議長のもとに提出いたしますする国政調査承認要求書の作成及びその提出手続等につきましては、委員長及び理事に御一任願いたいと存じます。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川野委員長 次会は明日午前十時から開会することにいたしまして、本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十五分散会

〔参考〕
印紙をもつてする歳入金納付に関する法律等の一部を改正する法律案
(内閣提出)
〔都合により別冊附録に掲載〕